

「国民の森林」クリーン活動の推進について
～きれいな海岸林づくりの推進～

1 趣旨等

国有林内における廃棄物の不法投棄については、投棄物の撤去が新たな投棄に追いつかない状況にあり、特に処理費用の負担を消費者に義務づけた家電リサイクル法の施行(平成13年4月)以降において増加傾向にあります。

そのため、平成17年度から不法投棄の未然防止を強化する活動として、森林管理署等が主体となって一斉パトロールに取り組むとともに、7月を『「国民の森林」クリーン月間』に設定し、水源地、景勝地、海岸林等の地域との関わりが深い箇所等において、地元自治体、警察、関係団体や地域住民らによるボランティア等と一体となった清掃活動を実施しています。

(参考)

九州国有林内の平成20年度末の不法投棄箇所数は420でしたが、21年度の「不法投棄一斉パトロール」等により新たに90箇所を発見し、クリーン活動等において86箇所を回収し、平成21年度末では425箇所になっています。

2 平成22年度の具体的な取組

平成22年度は、昨年度に引き続き九州全体で重点的に海岸林においてクリーン活動を行うこととし、関係自治体、警察、関係業界、ボランティア団体等とも連携しつつ、ゴミの不法投棄防止に係る一斉パトロール、関係機関との情報の共有・交換、清掃の実施、悪質事例の記事掲載要請の実施など、九州の海岸林の美化を推進します。

具体的には、九州局管内17森林管理署等において全体で24箇所のクリーン活動を計画しております(別紙参照)。海岸林については、盾の松原(福岡署)、虹の松原(佐賀署)、日向海岸(宮崎北部署)、一ツ葉海岸(宮崎署)、唐浜海岸(北薩署)、くのにの松原(大隅署)、阿波連ビーチ海岸(沖縄署)など14箇所で活動を実施する予定です。



(昨年度の実施状況：宮崎北部署)



(昨年度の実施状況：北薩署)

【問い合わせ先】
九州森林管理局
国有林野管理課 川畑, 永田
TEL:050-3160-6640